

小平市立小平第二小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する基本方針

全教職員が、「人権侵害であるいじめは絶対にゆるされない」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」ことを認識し、「いじめを生まない、許さない」「いじめを直ちに発見できる」「いじめを解決し、繰り返さない」「児童を守り通す」学校を目指す。教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

2. 主な取組

(1) いじめについて、学校の全教育活動を通じた意図的・計画的な指導を行う。

◎「いじめ防止に関する授業」を年3回（1学期に1回）実施する。

①道徳の時間を要として、道徳教育や人権教育を充実させる。

- ・自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格や人権を尊重する態度を養う。

②特別活動（話し合い活動等）を通して児童が互いに認め合える人間関係づくりに努める。

- ・集団としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。

③読書活動や体験活動を推進する。

- ・他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童同士が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

④学習内容を工夫し、各教科指導との関連を図る。

- ・自己の成長を振り返る学習
- ・自己の個性を発見する学習
- ・生命の尊さを考える学習
- ・友情の尊さについて考える学習
- ・他者と協力することの大切さを学ぶ学習
- ・人権の大切さや人権課題について考える学習等

国語・社会科・理科・特別活動・生活科
総合的な学習の時間・体育 等

⑤指導方法を工夫し、児童の自尊感情や自己肯定感を高める。

- ・気付きや考えの交流など、友達と関わり合いながら学べるように
→学習形態や学習方法の工夫
- ・主体的に取り組めるように→教材・教具の工夫
- ・地域と関わり合いながら学べるように→体験活動の工夫
- ・学習の成果を自ら実感できるように→評価の工夫 等

⑥日頃からいじめの早期発見につながるような行動がとれるよう、児童の主体性を高める。

・いじめ防止カード（都教委作成）の活用

＊いじめに対する具体的な行動のとり方を教える。

1. いじめられそうになったら
2. もしもいじめられたら
3. 誰かがいじめられているのを見たら
4. あなたが誰かをいじめているとしたら

＊相談先を教える。→教員・スクールカウンセラー・保護者・友達・東京都いじめ相談ホットライン等

⑦同学年・異学年との集会・学校行事・学習等の活動を通して、思いやりの心を育む。

- ・にこにこタイム
- ・運動会
- ・全校遠足
- ・展覧会
- ・学習発表会
- ・学習での異学年交流
- ・若草学級との交流
- ・高齢者交流室の方との交流
- ・全校朝会
- ・学年集会
- ・周年行事
- 等

⑧児童会における活動等、児童による主体的な取組を行う。

・「二小あいうえお」→「二小あいうえお」を合言葉に、学年に応じて考えたり、取り組んだりする。

・「いじめゼロ宣言」標語作り→いじめについての授業に取り組んだ後、各クラスで作った標語を紹介し合ったり、掲示して見合ったりする。

・話し合い→高学年を中心に代表児童が集まり、学校をよりよい方向へ導く方策を考える。

⑨家庭や地域と連携した取組を推進する。

・共に連携した活動を通して、思いやりの心や生命尊重の態度等、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める。

・家庭や地域と緊密な連携及び協力体制を構築するために、「いじめ防止基本方針」について年度当初にホームページに掲載するとともに、学校公開や保護者会等でいじめ防止のための取組について周知していく。

(2) 未然防止や早期発見のための措置をとる。

①「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）の設置と日常的、定期的な児童の情報共有や組織的な対応

・いじめの問題等に関する教員の指導記録・子どもの行動記録（ファイリング）の保存。

＊日常的な指導やクラス編成時に活用する。

＊生活指導・特別支援教育全体会や生活指導夕会で該当児童についての共通理解を図る。

＊児童の進級・進学や転学の際、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

・「いじめ対策委員会」の構成メンバーを校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。（必要に応じて、外部専門家を活用）

＊ケースに合わせて役割を換える等、柔軟に対応する。

②「いじめ防止基本方針」の策定と周知

・児童の実態に合わせ、必要に応じて見直しや改善を図る。

③全教員の指導力向上

・いじめに関する校内研修（年3回）を行い、「いじめ教育プログラム」を活用して、内容の共通理解を図る。

・いじめに関する学習プログラムや教材・資料を日常的な授業やいじめ防止に関する授業で活用していく。

・人権教育に関する校内研修（年1回）を行い、教職員の人権感覚を高める。

・児童が、いじめを見た時に傍観者とならないよう指導について共有する。

- *いじめを傍観しない基盤づくり→「いじめのない、楽しいクラスをつくろう」
- いじめを生まないための互いの個性の理解→「自分らしさと友達のその人らしさを探そう」
- いじめを生まない望ましい人間関係の構築→「コミュニケーション力を高めよう」
- いじめを絶対にしないための気持ちの調整→「自分の気持ちを上手にコントロールしよう」

④いじめや様々な課題に対する早期の確実な発見

- ・児童や保護者とよりよい人間関係を築くことにより、相談しやすい環境作りに努める。
- ・毎月1回、「いじめ発見のチェックシート」を活用し児童の状況観察を行う。配慮を要する児童については、観察結果を共有し日々の指導に生かす。
*新学期や長期休業後にも気をつける。
- ・「ふれあい月間」を通じて、いじめ実態調査における児童アンケートを年3回実施し、いじめに対する適切な対応を行う。 【実施時期】6月・11月・2月

⑤全教員による校内巡回の見守り

- ・休み時間においては、教員が各場所を巡回し、見守る。
*校舎の裏側や遊んではいけない場所にも注意する。

⑥スクールカウンセラーとの連携

- ・スクールカウンセラーを年度当初の懇談会で紹介することで、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う。
- ・スクールカウンセラーと5年生児童との全員面接を実施することで、児童が相談しやすい環境作りをする。
【実施期間】1学期中
【実施の手順】個人アンケート→アンケートを基にした全員面接→配慮を要する児童へのケア。後日、相談があった児童へのケア等。

⑦学童クラブ職員・通級先教員・放課後子どもクラブ担当等との情報交換やいじめ問題への対応方針の共有

- ・年度当初や途中等、必要に応じて行う。

⑧入学前と卒業後の連携強化

- ・入学してくる児童について、多面的・多角的に捉え、特性について理解を深めるために、入学前の機関との情報共有を綿密に行う。
- ・「こだいらの小・中連携教育」を意識し、中学校と学習や生活の規律を共有するとともに、卒業する児童の情報共有を綿密に行う。

⑨地域人材を活用した登下校時の見守り

- ・被害を受けた児童のみならず、周囲の児童も、多くの大人で見守る。

⑩学校サポートチーム

- ・民生児童委員、学校経営協力者等からなる学校サポートチーム体制をとり、日常的に児童や家庭環境の見守りをする。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。

②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、警察等の関係機関の取組についても周知する。

3. いじめが発生した場合の対応

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡をする。
- (2) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、安心して教育を受けられる環境を確保するとともに、該当児童又はその保護者に対する支援を行う。状況に応じて、別室やオンライン等での学習支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。重大な被害が生じる恐れのあると考えられる場合、警察や児童相談所等と連携して対応する。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察及び関係機関や専門家等と連携して対処する。

4. 重大事態への対処

- (1) いじめと疑われる言動等を把握した場合、「いじめ対策委員会」を速やかに開き、情報の収集と記録を行い、「いじめ防止基本方針」に基づいた対応をする。教育委員会や警察、関係諸機関と連絡を取り合い、連携しながら解決に向け徹底した対応を図る。
- (2) いじめ重大事態の疑いが生じた場合、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。その結果から具体的な問題解決策を考え対処する。
- (3) 調査主体が学校の場合、「いじめ対策委員会」は、①調査方針の決定及び保護者への説明等、②事実関係の聴取、事実関係の整理、③再発防止に資する対応策の検討、④報告書の作成、取りまとめについて調査を実施する。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者、また、いじめた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。また、両者の間に入り、それぞれに対する支援を継続的に行う。
- (5) いじめ重大事態への対応後は、ふれあい月間等の資料を活用しながらいじめ防止対策について振り返り、評価・改善を行うとともに、「いじめ防止基本方針」についての見直しを行う。